

令和5年6月

松伏町

第1版：令和5年6月12日現在

改定版：令和5年6月26日現在

## 被災された方への支援の概要

この冊子は、令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害により被災された皆様へ町や関係機関等による各種の支援の概要をまとめたものです。

また、この資料は、令和5年6月12日時点で被災状況として床上浸水、床下浸水を確認した地域の世帯へ配布しており、同日現在の情報を掲載しております。

松伏町ホームページ <http://www.town.matsubushi.lg.jp/>

QRコード



被災された皆様へ

去る令和5年6月2日からの令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号により被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

また、救援活動にご協力をいただいた関係者・関係機関の皆様に感謝申し上げます。

町内では大きな被害に遭われた地域があり、町としても救援活動に加え、各種減免制度や被災者見舞金制度など、各種支援策によって被災された方々の安全・安心な生活に一日も早く戻れるよう、復旧に向けて取り組んでいるところです。

今後とも、地域の皆様や国・県・関係機関等との更なる連携を図るとともに、被災された地域の早期復旧に向けて、引き続き支援に取り組んでまいります。

令和5年6月12日

松伏町長 鈴木 勝

### ご用心 災害に便乗した悪質商法

地震、大雨などの災害時には、それに便乗した悪質商法が多数発生しています。

「火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」など、「保険金が使える」と勧誘する手口について、災害に便乗した悪質な商法には十分注意してください。

## 【目次】

### 1 手続き等

- 1-1 罹災証明書・罹災届出証明書<sup>りさい</sup> . . . . . P 1
- 1-2 証明書発行手数料の免除 . . . . . P 2
- 1-3 パスポート発給手数料の免除 . . . . . P 3

### 2 生活再建資金・見舞金等

- 2-1 災害見舞金 . . . . . P 4
- 2-2 生活福祉資金（社会福祉協議会） . . . . . P 5

### 3 住宅関連

- 3-1 自然災害で被災した住宅を復旧するための災害復興住宅融資 . . . . . P 6
- 3-2 建築確認申請手数料等の免除 . . . . . P 7
- 3-3 開発行為等手数料の免除 . . . . . P 7
- 3-4 災害救助法に基づく日常生活に必要な最小限度の部分の修理 . . . . . P 8
- 3-5 災害救助法に基づく障害物の除去 . . . . . P 8

### 4 税金・保険料などの減免や徴収猶予等

- 4-1 個人町県民税の減免 . . . . . P 9
- 4-2 固定資産税の減免 . . . . . P 9
- 4-3 町税の徴収猶予 . . . . . P 10
- 4-4 町税に関する納期限等の延長 . . . . . P 10
- 4-5 県税の減免等（越谷県税事務所） . . . . . P 11
- 4-6 国税の減免等（越谷税務署） . . . . . P 12
- 4-7 国民健康保険税の減免 . . . . . P 13
- 4-8 介護保険料の減免 . . . . . P 13
- 4-9 介護保険料の徴収猶予 . . . . . P 14
- 4-10 後期高齢者医療保険料の減免 . . . . . P 14
- 4-11 後期高齢者医療保険料の徴収猶予 . . . . . P 15
- 4-12 後期高齢者医療保険一部負担金の免除 . . . . . P 15
- 4-13 国民年金保険料の免除 . . . . . P 16
- 4-14 NHK放送受信料の免除 . . . . . P 17

5	中小企業等への支援	
5-1	融資に関する相談窓口など（商工会・各金融機関）	・・・P18～20
5-2	特別相談窓口 （埼玉県信用保証協会・日本政策金融公庫）	・・・P20
6	こどもの養育等	
6-1	母子及び寡婦福祉資金貸付制度（埼玉県）	・・・P21
6-2	就学援助制度（要保護・準要保護児童生徒）	・・・P21
6-3	保育料減免	・・・P22
6-4	学童保育料の助成	・・・P22
6-5	一時預かり事業	・・・P23
6-6	教科書等の無償給与	・・・P23
6-7	緊急採用奨学金	・・・P23
6-8	埼玉県立高等学校授業料及び入学金	・・・P24
6-9	埼玉県父母負担軽減事業補助金（家計急変世帯）	・・・P24
7	その他	
7-1	消費生活相談（町消費生活センター・消費者ホットライン）	・・・P25
7-2	電話相談（埼玉弁護士会）（6月26日追加）	・・・p26
	参考ホームページ等	・・・P26

・支援の内容につきましては、被害の状況により対応が異なりますので、  
窓口等にお問い合わせください。

・床上浸水とは、住家における浸水が、床面（畳敷きにあっては、畳を  
除いた床面）以上に達したものを言います。

・床下浸水とは、住家における浸水が、床上に達しないものを言います。



## 1 手続き等

制度等の名称	1-1 <sup>りさい</sup> 罹災証明書・ <sup>りさい</sup> 罹災届出証明書	床上	○	床下	○
支援の種類	手続き				
支援の内容	<p><sup>りさい</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「罹災届出証明書」損害保険・見舞金等の申請に必要な場合 被害の届出がなされたことを証明するもので、住家に限らず被害が生じた小屋・ブロック塀・動産なども対象になります。</li> </ul> <p><sup>りさい</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「罹災証明書」・・・公的な支援を受ける場合 住家の被害の程度を証明するもので、床上浸水又は床下浸水と判定されたものに対して発行します。</li> </ul>				
対象となる方	令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害により被災された方				
詳細内容等	<p>費用は無料です。</p> <p>【申請に必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認ができるもの(運転免許証・パスポート、マイナンバーカードなど)</li> <li>※代理人の場合は、委任状が必要です。</li> <li>・被害状況がわかる写真 (写真撮影が不可能な場合は、スケッチや状況を詳細に記述したもので結構です。)</li> <li>※提出いただいた写真・書類等は返却できませんので、あらかじめご了承ください。</li> <li>・その他、被害状況を確認するために参考となるもの</li> </ul>				
問い合わせ先	松伏町税務課 資産税担当 048-991-1831(直通)				

※以降のページにおいて「<sup>りさい</sup>罹災」は「罹災」とふりがなを省略して記載いたします。  
ご了承ください。

制度等の名称	1-2 証明書発行手数料の免除	床上	○	床下	○
支援の種類	免除				
支援の内容	<p>令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害により被災された方は、当該災害に起因する被害の復旧、生活再建等に要する手続きに必要な証明書の発行手数料が免除されます。詳しくは、証明書申請時に窓口担当者へお申し出ください。</p> <p>※コンビニ交付は、発行手数料免除の対象外です。</p> <p>●対象となる証明書</p> <p>(1) 住民票の写し、印鑑登録証明書等</p> <p>(2) 各種税証明書等</p> <p>●期間 令和6年3月31日まで</p>				
対象となる方	令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害により被災された方				
問い合わせ先	<p>松伏町住民ほけん課 戸籍住民担当 048-991-1866 (直通)</p> <p>松伏町税務課 町民税担当 048-991-1833 (直通)</p> <p>資産税担当 048-991-1831 (直通)</p>				

制度等の名称	1-3 パスポート発給手数料の免除	床上	○	床下	—
支援の種類	免除				
支援の内容	パスポートの発給手数料を免除します。				
対象となる方	令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害により被災された方で、松伏町の罹災調査の判定結果が「全壊」、「半壊」、「床上浸水」の被害を受けた方で、松伏町に住民登録している方				
詳細内容等	<p>受付時間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月曜日から金曜日 午前9時から午後4時30分まで</li> <li>・第2・第4日曜日 午前9時から午後1時まで</li> </ul> <p>申請に必要な書類等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 罹災証明書</li> <li>② 住民票の写し又は戸籍の附票の写し（災害発生時の居住地を証明する書類（被災後に転居した場合））</li> <li>③ その他通常の申請と同様</li> </ol> <p>※申請時に申し出がなかった場合、適用されませんのでご注意ください。 また、電子申請も対象外です。</p> <p>申請期間 令和5年6月2日から原則1年</p>				
問い合わせ先	松伏町住民ほけん課 戸籍住民担当 048-991-1866（直通）				

## 2 生活再建資金・見舞金等

制度等の名称	2-1 災害見舞金	床上	○	床下	-
支援の種類	支給				
支援の内容	松伏町災害見舞金支給条例に基づき、被災された方（世帯）に見舞金30,000円を支給します。				
対象となる方	令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害により被災し、松伏町の罹災調査の判定結果が「床上浸水」以上の方（世帯）で、松伏町に住民登録している方（世帯）				
詳細内容等	<p>申請先及び受付期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いきいき福祉課</li> <li>・月曜日から金曜日（祝日を除く。）</li> </ul> <p>午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>申請に必要な書類等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 被災届出書（申請窓口に用意してあります。）</li> <li>② 罹災証明書（税務課発行）</li> <li>③ 申請者の本人確認書類（運転免許証など）の写し</li> <li>④ 振込口座が確認できる書類（通帳又は通帳の写し）</li> </ol> <p>申請期限</p> <p>原則として、被災した日から30日以内</p>				
問い合わせ先	松伏町いきいき福祉課 社会福祉担当 048-991-1874（直通）				



制度等の名称	2-2 生活福祉資金	床上	○	床下	-
支援の種類	貸付				
支援の内容	<p>◆福祉資金(福祉費)・・・被災されたことにより臨時に必要となる経費</p> <p>限度額 1,500,000円以内</p> <p>貸付利率 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てられない場合は据置期間経過後1.5%</p> <p>据置期間 貸付けの日から6月以内</p> <p>償還期間 据置期間経過後7年以内</p> <p>使 途 災害を受けたことによる困窮から自立更生するために必要な経費</p> <p>(例) 災害を受けたことで失った家財道具の購入や住宅の修理のための費用、転居費用(※住宅の修理は持家に限る)</p> <p>対 象 外 ・「災害等弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金が対象となる場合</p> <p>・借家等の修繕、焼け跡の撤去など、損害を賠償する目的</p> <p>その他 ・貸付にあたっては、保険加入状況など、世帯の詳細状況を確認させていただきます。</p> <p>・災害を受けたことを証明する「罹災証明書」が必要となります。</p> <p>「罹災証明書」の発行は、松伏町税務課(048-991-1831)へお問い合わせください。</p> <p>◆福祉資金(緊急小口資金)・・・被災によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に必要な生活費</p> <p>限度額 100,000円以内</p> <p>貸付利率 無利子</p> <p>据置期間 貸付けの日から2月以内</p> <p>償還期間 据置期間経過後12月以内</p> <p>申込みによって必要な書類が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。</p>				
対象となる方	上記の内容に該当する被災世帯の中で、低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯				
詳細内容等	申込みによって必要な書類が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。				
問い合わせ先	社会福祉法人松伏町社会福祉協議会 048-991-2700、2701				

### 3 住宅関連

制度等の名称	3-1 自然災害で被災した住宅を復旧するための災害復興住宅融資	床上	△	床下	—								
支援の種類	貸付												
支援の内容	<p>●融資が受けられる住宅部分の床面積の制限はありません。          ※店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要です。</p> <p>●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。</p> <p>●この融資は、融資の日から3年間の元金</p> <p>●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を建設する場合に受けられる融資です。</p> <p>据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。</p> <table border="1" data-bbox="430 1019 1388 1153"> <thead> <tr> <th></th> <th>融資限度額（※1）</th> <th>返済期間（※2）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地取得資金なし</td> <td>2,700万円</td> <td rowspan="2">35年</td> </tr> <tr> <td>土地取得資金あり</td> <td>3,700万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限となります。</p> <p>※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据置期間は設定できません。</p> <p>（注）その他詳細については独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ（<a href="https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html">https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html</a>）又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</p>						融資限度額（※1）	返済期間（※2）	土地取得資金なし	2,700万円	35年	土地取得資金あり	3,700万円
	融資限度額（※1）	返済期間（※2）											
土地取得資金なし	2,700万円	35年											
土地取得資金あり	3,700万円												
対象となる方	<p>●ご自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を建設される方で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方が対象です。</p>												
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類等については、下記へお問い合わせください。												
問い合わせ先	<p>●住宅金融支援機構お客様コールセンター（災害専用ダイヤル）          電話：0120-086-353</p> <p>※IP電話など利用出来ない場合：048-615-0420</p>												

制度等の名称	3-2 建築確認申請手数料等の免除	床上	○	床下	○
支援の種類	免除				
支援の内容	建築確認申請及び完了検査申請の手数料を免除します。				
対象となる方	災害による滅失又は損傷のため1年以内に建築する建築物				
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類等については、お問い合わせください。				
問い合わせ先	松伏町新市街地整備課 開発建築担当 048-991-1858 (直通)				

制度等の名称	3-3 開発行為等手数料の免除	床上	○	床下	○
支援の種類	免除				
支援の内容	開発許可申請等の手数料を免除します。				
対象となる方	災害により滅失又は破損した建築物を建築する場合において、令和6年3月31日までの申請するもの				
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類等については、お問い合わせください。				
問い合わせ先	松伏町新市街地整備課 開発建築担当 048-991-1858 (直通)				

制度等の名称	3-4 災害救助法に基づく日常生活に必要な最小限度の部分の修理	床上	△	床下	-
支援の種類	国・県による費用負担				
支援の内容	災害のため住宅が半壊若しくは一部損壊（準半壊）を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯で、日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分の応急的な修理について、町が業者に依頼し、修理費用を町が直接業者に支払います。				
対象となる方	大規模半壊、中規模半壊、半壊及び準半壊等の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。				
詳細内容等	その他、詳細内容・手続き・必要書類等については下記にお問い合わせください。				
問い合わせ先	松伏町新市街地整備課 開発建築担当 048-991-1858（直通）				

制度等の名称	3-5 災害救助法に基づく障害物の除去	床上	△	床下	-
支援の種類	国・県による費用負担				
支援の内容	災害のため住宅が半壊又は床上浸水を受け、住居内又はその周辺（玄関など住宅の出入口に限る）に運ばれた土石、竹木等により、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去が必要な住宅で、自らの資力では当該障害物を除去ができない世帯について、町が業者に依頼し、当該障害物除去費用を町が直接業者に支払います。				
対象となる方	住宅が半壊又は床上浸水を受け、住居内又はその周辺（玄関など住宅の出入口に限る）に運ばれた土石、竹木等により日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去が必要な住宅で、自らの資力では当該障害物を除去ができない世帯について、町が業者に依頼し、当該障害物除去費用を町が直接業者に支払います。				
詳細内容等	その他、詳細内容・手続き・必要書類等については下記にお問い合わせください。				
問い合わせ先	松伏町新市街地整備課 開発建築担当 048-991-1858（直通）				

#### 4 税金・保険料などの減免や徴収猶予等

制度等の名称	4-1 個人町県民税の減免	床上	○	床下	—
支援の種類	減免				
支援の内容	令和5年度の個人町県民税の全部又は一部の減免を受けることができます。 ※ただし、減免の対象は納期未到来の個人町県民税に限ります。				
対象となる方	令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害により居住している住宅が被災し、松伏町による罹災調査の判定結果が「床上浸水」以上の方で、前年の合計所得金額が1,000万円以下の方				
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類等については、お問い合わせください。				
問い合わせ先	松伏町税務課 町民税担当 048-991-1833 (直通)				

制度等の名称	4-2 固定資産税の減免	床上	○	床下	—
支援の種類	減免				
支援の内容	当該固定資産税の全部又は一部の減免を受けることができます。 ※ただし、減免の対象は納期未到来の固定資産税に限ります。				
対象となる方	令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害により被災された住家(固定資産税が課税されている家屋)の所有者で、当該家屋に係る松伏町の罹災調査の判定結果が「床上浸水」以上の方				
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類等については、お問い合わせください。				
問い合わせ先	松伏町税務課 資産税担当 048-991-1831 (直通)				

制度等の名称	4-3 町税の徴収猶予	床上	○	床下	○
支援の種類	徴収猶予				
支援の内容	納税者等が所有する財産が、令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害により被災したことで町税を納付することが困難な方に対して納税の猶予をすることができます。 ※町税の減免ではありません。				
対象となる方	令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害により被災された方で、町税を納付することが困難な方				
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類等については、お問い合わせください。				
問い合わせ先	松伏町税務課 徴収担当 048-991-1835 (直通)				

制度等の名称	4-4 町税に関する納期限等の延長	床上	○	床下	○
支援の種類	期限の延長				
支援の内容	納税者等が所有する財産が、令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害により被災したことで町税に関する申告や納付などを期限内に行うことができない方は、期限を延長することができます。 ※町税の減免ではありません。				
対象となる方	令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害により被災された方で、町税の申告や納付などを行うことが困難な方				
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類等については、お問い合わせください。				
問い合わせ先	松伏町税務課	町民税担当	048-991-1833 (直通)		
		資産税担当	048-991-1831 (直通)		
	松伏町住民ほけん課	国保年金担当	048-991-1868 (直通)		

制度等の名称	4-5 県税の減免等	床上	○	床下	○
支援の種類	減免等				
支援の内容	<p>●県税の減免  損害の程度により、次の税額の全部又は一部の減免を受けることができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人事業税</li> <li>2 不動産取得税</li> <li>3 自動車税種別割</li> <li>4 自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割</li> </ol> <p>●徴収の猶予  災害により納税が困難となった場合、県税の徴収を猶予します。</p> <p>●納期限の延長  災害のため、期限までに申告・申請・請求等の書類を提出することができない場合又は納税することができない場合、当該期限を延長します。</p>				
対象となる方	令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害により被災された方で、県税を納付することが困難な方				
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類等については、下記ホームページをご確認いただくか、越谷県税事務所にお問い合わせください。				
問い合わせ先	<a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashiindex/z-saigaigenmen.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashiindex/z-saigaigenmen.html</a> 災害による被災者に対する県税の減免等の取扱いについて 埼玉県越谷県税事務所 048-962-2191 (代表)				

制度等の名称	4-6 国税の減免等	床上	○	床下	○
支援の種類	減免等				
支援の内容	<p>●国税の減免  災害により住宅や家財等の財産に損害を受けたときは、次の税の軽減や免除を受けることができます。</p> <p>1 所得税  <a href="https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/h30/0018008-045/pdf/fukko-tokubetsu.pdf">https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/h30/0018008-045/pdf/fukko-tokubetsu.pdf</a></p> <p>2 相続税・贈与税  <a href="https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/h30/pdf/0018008-097_02.pdf">https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/h30/pdf/0018008-097_02.pdf</a></p> <p>●納税の猶予  <a href="https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/saigai/8002.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/saigai/8002.htm</a>  財産に被害を受けたため税金を一時に納付することができない方は、申請により納税の猶予が受けられます。</p> <p>●源泉所得税の徴収猶予又は還付の申請  <a href="https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/1648_21.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/1648_21.htm</a>  住宅や家財に損害を受けた方は、災害減免法の規定により、給与などに対する源泉所得税の徴収猶予又は還付が受けられます。</p> <p>●被災酒類等の救済措置  販売目的に所有していた酒類、たばこ、揮発油などが、災害により亡失、滅失又は本来の用途に供することができなくなった場合には、申請に基づき救済措置が受けられる場合があります。</p>				
対象となる方	令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害により被災された方。詳細は、越谷税務署にお問い合わせください。				
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類等については、上記ホームページをご確認いただくか、越谷税務署にお問い合わせください。				
問い合わせ先	越谷税務署 048-965-8111 (代表)				



制度等の名称	4-7 国民健康保険税の減免	床上	○	床下	-
支援の種類	減免				
支援の内容	●国民健康保険税の一部を減免します。 ○減免内容 床上浸水……………50%減免				
対象となる方	令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害により、世帯主又は当該世帯に属する被保険者が現に居住する住宅が被災し、松伏町の罹災調査の結果が「床上浸水」した方で、前年中の世帯の合計所得金額が600万円以下の方				
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類等については、お問い合わせください。				
問い合わせ先	松伏町住民ほけん課 国保年金担当 048-991-1868 (直通)				

制度等の名称	4-8 介護保険料の減免	床上	○	床下	-
支援の種類	減免				
支援の内容	介護保険料を減免します。 減免内容 床上浸水の場合 50%軽減 (災害発生日以前に到来した納期に係る分及び災害発生日以前に既に納付した分を除く)				
対象となる方	令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害により被災し、松伏町の罹災調査の判定結果が「床上浸水」以上の方(世帯)で、松伏町に住民登録している方(世帯)				
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類については、お問い合わせください。				
問い合わせ先	松伏町いきいき福祉課 介護保険担当 048-991-1886 (直通)				

制度等の名称	4-9 介護保険料の徴収猶予	床上	○	床下	-
支援の種類	徴収猶予				
支援の内容	介護保険料の一部の徴収を、6か月以内の期間に限り猶予します。				
対象となる方	令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害により被災し、松伏町の罹災調査の判定結果が「床上浸水」以上の方（世帯）で、介護保険料を納付することが困難な方				
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類については、お問い合わせください。				
問い合わせ先	松伏町いきいき福祉課 介護保険担当 048-991-1886（直通）				

制度等の名称	4-10 後期高齢者医療保険料の減免	床上	○	床下	-
支援の種類	減免				
支援の内容	<p>●後期高齢者医療保険料の一部を減免します。</p> <p>○減免内容</p> <p>床上浸水 50%減免</p>				
対象となる方	<p>令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害により、後期高齢者医療被保険者又はその方の属する世帯の生計維持者が所有し、現に居住する住宅（持家）が床上浸水した方</p> <p>※後期高齢者医療被保険者又はその方の属する世帯の生計維持者が契約し、現に居住する住宅（借家、賃貸住宅など）が床上浸水した方も対象となる場合がありますので、ご相談ください。</p>				
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類等については、お問い合わせください。				
問い合わせ先	松伏町住民ほけん課 後期高齢者医療担当 048-991-1884（直通）				

制度等の名称	4-11 後期高齢者医療保険料の徴収猶予	床上	○	床下	○
支援の種類	徴収猶予				
支援の内容	後期高齢者医療保険料の一部を、6か月以内の期間に限り、徴収することを猶予します。				
対象となる方	4-12の対象者には該当しないが、令和5年6月2日からの大雨及び台風第2号による災害により、保険料を納付することが困難な方				
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類等については、お問い合わせください。				
問い合わせ先	松伏町住民ほけん課 後期高齢者医療担当 048-991-1884（直通）				

制度等の名称	4-12 後期高齢者医療保険一部負担金の免除	床上	○	床下	-
支援の種類	免除				
支援の内容	災害救助法の適用により、適用区域の被保険者に対し、後期高齢者医療保険の一部負担金を免除します。				
対象となる方	<p>令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害により、次に定める事由及び要件に該当した方</p> <p>(事由)</p> <p>住宅、家財その他の財産について次に掲げるいずれかの損害を受けたとき。</p> <p>ア 住宅の損壊、焼失又は流失した部分の床面積がその住宅の延床面積の2割以上の損害（罹災証明書で半壊以上）</p> <p>イ 家財その他の財産の損害額が世帯の資産の5割以上の損害</p> <p>(要件)</p> <p>被保険者又は被保険者の属する世帯の世帯主が、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 地方税法の規定により市町村民税が課されていないこと</p> <p>イ 地方税法の規定に基づく市町村の条例の定めるところにより市町村民税が減免されていること</p>				
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類等については、お問い合わせください。				
問い合わせ先	松伏町住民ほけん課 後期高齢者医療担当 048-991-1884（直通）				

制度等の名称	4-13 国民年金保険料の免除	床上	○	床下	○
支援の種類	免除				
支援の内容	令和5年5月分から令和7年6月分までの国民年金保険料の免除を受けることができます。				
対象となる方	<p>【災害の種類】 令和5年6月2日から大雨及び台風第2号に伴う被害</p> <p>【対象となる財産】 国民年金被保険者及び同居の世帯が所有する住宅・家財・財産等</p> <p>【損害額の状況】 住宅、家財、その他財産のうち、被害が最も大きい財産に係る損害が2分の1以上であること（この災害について保険金又は損害賠償金を受ける場合、その補填される額を損害額から除く）</p>				
詳細内容等	<p>【申請書類】いずれの書類も窓口に配置 国民年金保険料免除・納付猶予申請書（一般の方） 国民年金保険料学生納付特例申請書（学生の方） 国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届</p> <p>【申請書受付期間】 令和5年5月分から令和5年6月分まで 現在、受付中 令和5年7月分から令和6年6月分まで 令和5年7月3日から受付 令和6年7月分から令和7年6月分まで 令和6年7月1日から受付 ※詳細内容については、お問い合わせください。</p>				
問い合わせ先	住民ほけん課 国保年金担当 048-991-1870（直通）				

制度等の名称	4-14 NHK放送受信料の免除	床上	○	床下	—
支援の種類	免除				
支援の内容	令和5年6月から令和5年7月まで（2か月間）の放送受信料を免除します。既にお支払い済みの場合は、お支払い済みの期間を2か月間繰り下げさせていただきます。（返金を希望される場合は別途下記までご連絡ください。）				
対象となる方	令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害により被災し、半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物にお住まいの方				
詳細内容等	対象となる方は、下記「問い合わせ先」にご連絡ください。 「放送受信料免除申請書」と「返信用封筒」をお送りいたします。 「放送受信料免除申請書」に必要事項を記入の上、「罹災証明書の写し（コピー）」を添えて、「返信用封筒」でご返送ください。				
問い合わせ先	NHKさいたま放送局 経営管理企画センター 048-600-6711（平日午前10時～午後5時）				

## 5 中小企業等への支援

制度等の名称	5-1 融資に関する相談窓口	床上	○	床下	○
支援の種類	相談				
支援の内容	令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者の融資に関する相談				
対象となる方	災害により被災された中小企業者				
詳細内容等	詳細内容はお問い合わせください。				
問い合わせ先	松伏町商工会 048-992-1771				

制度等の名称	5-1 むさしの災害復旧支援融資	床上	○	床下	○
支援の種類	融資				
支援の内容	設備資金、運転資金 融資金額 5,000万円以内 利率 1.475%以上(変動金利、2023年6月6日現在) 返済期間 1か月以上7年以内(6か月以内の据置可) 取扱期間 2023年6月6日から2023年9月29日申込受付分まで				
対象となる方	令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号の災害により被害を受けた法人又は個人事業主				
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類等については、お問い合わせください。				
問い合わせ先	武蔵野銀行 松伏支店 048-992-1211				

制度等の名称	5-1 復旧支援融資	床上	○	床下	○
支援の種類	融資				
支援の内容	事業資金 融資金額 2,000万円以内 利率 1.475%~(変動金利、2023年6月5日現在) 返済期間 最長5年 取扱期間 2023年6月5日から2024年3月31日申込受付分まで				
対象となる方	令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害により被害を受けた事業者(法人、個人事業主)				
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類等については、お問い合わせください。				
問い合わせ先	埼玉りそな銀行 越谷支店 048-962-5112				

制度等の名称	5-1 緊急相談窓口	床上	○	床下	○
支援の種類	相談				
支援の内容	令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者の融資に関する相談・受付				
対象となる方	災害により被災された中小企業者				
詳細内容等	詳細内容はお問い合わせください。				
問い合わせ先	栃木銀行 松伏支店 048-992-2555				

制度等の名称	5-1 さいしん災害復旧支援資金	床上	○	床下	○
支援の種類	融資				
支援の内容	事業資金（運転資金・設備資金） 融資金額 2,000万円以内 利率 当金庫所定利率(変動金利) 返済期間 5年以内（元金据置期間1年以内） 取扱期間 2023年6月7日から2023年8月31日				
対象となる方	令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害により被害を受けた事業者(法人、個人事業主)				
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類等については、お問い合わせください。				
問い合わせ先	埼玉懸信用金庫 越谷支店 048-962-5151				

制度等の名称	5-2 特別相談窓口	床上	○	床下	○
支援の種類	相談				
支援の内容	令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者の融資に関する相談・受付				
対象となる方	災害により被災された中小企業者				
詳細内容等	詳細内容は、お問い合わせください。				
問い合わせ先	埼玉県信用保証協会 春日部支店 048-731-7311 日本政策金融公庫 越谷支店 048-964-5561				



## 6 こどもの養育等

制度等の名称	6-1 母子及び寡婦福祉資金貸付制度(埼玉県)	床上	○	床下	○
支援の種類	貸付				
支援の内容	<p>母子家庭又は父子家庭が現に居住し、かつ、原則として所有する住宅を補修し、保全し、改築し、または、建設し、購入し、増築するのに必要な経費の貸付をします。</p> <p>※貸付条件</p> <p>貸付金額 150万円以内</p> <p>貸付利率 連帯保証人を立てる場合は無利子、立てない場合は年率1.0%の利子がつきます。</p> <p>償還期間 6年以内</p>				
対象となる方	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦				
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類等については、お問い合わせください。				
問い合わせ先	東部中央福祉事務所 地域福祉担当 048-737-2359				

制度等の名称	6-2 就学援助制度(要保護・準要保護児童生徒)	床上	○	床下	—
支援の種類	補助金				
支援の内容	<p>○松伏町立小中学校児童生徒の保護者に就学費用の一部を支給</p> <p>(1)申込先 松伏町教育委員会教育総務課</p> <p>(2)支給費目 要保護：修学旅行費</p> <p>準要保護：学用品費、給食費、校外活動費、修学旅行費等</p> <p>※申請日の翌月からの認定となります。</p>				
対象となる方	居住している住宅が被災し、松伏町の罹災調査の判定結果が「床上浸水」以上の方で固定資産税の減免又は国民健康保険税の減免を受けた方のうち、松伏町立小中学校に在学する児童生徒の保護者(ただし、既に認定されている方は対象外となります。)				
詳細内容等	<p>詳細内容・手続き・必要書類については、お問い合わせください。</p> <p>申請期限：令和5年10月31日(火)</p>				
問い合わせ先	松伏町教育委員会 教育総務課 学校教育担当 048-991-1864				

制度等の名称	6-3 保育料減免	床上	○	床下	—
支援の種類	減免				
支援の内容	保護者又はその属する世帯の生計中心者が天災その他の災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けた場合等支給認定保護者が負担することが困難であると認められる場合、減額・免除を行います。				
対象となる方	令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害により被災され、松伏町の罹災調査の判定結果が「床上浸水」以上となり、保育料を納付することが困難と認められる方。				
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類については、お問い合わせください。				
問い合わせ先	松伏町すこやか子育て課 子育て支援・児童福祉担当 048-991-1876（直通）				

制度等の名称	6-4 学童保育料の助成	床上	○	床下	—
支援の種類	助成				
支援の内容	保護者又はその属する世帯の生計中心者が天災その他の災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けた場合等支給認定保護者が負担することが困難であると認められる場合、学童保育料を助成します。				
対象となる方	令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害により被災され、松伏町の罹災調査の判定結果が「床上浸水」以上となった、松伏町内の学童クラブに在籍する児童生徒の保護者				
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類については、お問い合わせください。				
問い合わせ先	松伏町すこやか子育て課 子育て支援・児童福祉担当 048-991-1876（直通）				

制度等の名称	6-5 一時預かり事業	床上	○	床下	—
支援の種類	一時預かり				
支援の内容	被災した自宅等の片付けを行う際に、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かります。				
対象となる方	令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害により被災され、松伏町の罹災調査の判定結果が「床上浸水」以上となり、自宅等の片付けを行う際に、家庭において保育をすることが一時的に困難となった保護者				
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類については、下記施設にお問い合わせください。 ●ゆたか保育園 048-992-1416 (直通) ●かしのき保育園 048-991-4028 (直通) ●町立第一保育所 048-991-6295 (直通)				
問い合わせ先	松伏町すこやか子育て課 子育て支援・児童福祉担当 048-991-1876 (直通)				

制度等の名称	6-6 教科書等の無償給与	床上	○	床下	—
支援の種類	現物支給				
支援の内容	災害救助法に基づき、災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給します。				
対象となる方	災害救助法が適用された市町村において、住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等の児童・生徒（特別支援学校、養護学校の小学児童及び中学部生徒、中等教育学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を含む）が対象です。				
問い合わせ先	○小・中学校在学の方 松伏町教育委員会 教育総務課 学校教育担当 048-991-1864 ○高等学校等在学の方 在籍する学校				

制度等の名称	6-7 緊急採用奨学金	床上		床下	
支援の種類	貸与				
支援の内容	災害等により、家計が急変した学生・生徒に対して、緊急採用奨学金の貸与を実施します。				
対象となる方	大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程）の学生・生徒				
問い合わせ先	在籍する各学校(奨学金担当窓口)				

制度等の名称	6-8 埼玉県立高等学校授業料及び入学料	床上		床下	
支援の種類	減免制度				
支援の内容	保護者が天災その他不慮の災害を受けた場合に、県立高校の入学料や授業料を免除します。				
対象となる方	埼玉県立高等学校に通う生徒の保護者				
詳細内容等	申請を希望される場合は必ず速やかに在学している県立高校の事務室までご相談ください。				
問い合わせ先	埼玉県教育局財務課 授業料・奨学金担当 048-830-6652				

制度等の名称	6-9 埼玉県父母負担軽減事業補助金（家計急変世帯）	床上		床下	
支援の種類	補助金				
支援の内容	私立学校の授業料、施設費等納付金（全日制高等学校のみ）及び入学金（全日制高等学校及び特別支援学校のみ）を補助します。				
対象となる方	生徒及び保護者が埼玉県内に在住し、所得要件を満たす方 対象学校は埼玉県が認可した私立の小中学校、高等学校、特別支援学校及び一部の高等専修学校				
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類については、お問合せください。				
問い合わせ先	埼玉県 総務部 学事課 「学費軽減ヘルプデスク」 048-830-2725				

## 7 その他

制度等の名称	7-1 消費生活相談	床上	○	床下	○
支援の種類	相談				
支援の内容	消費生活相談（悪質商法や契約等によるトラブルの相談）				
対象となる方	<p>今回の災害により、住宅修理（リフォーム）トラブルが発生する恐れがありますので十分注意してください。</p> <p>特に、住宅修理（リフォーム）に関し、「保険金使える」と言って勧誘する業者とのトラブルが心配されます。このような勧誘については、住宅の修理を業者と契約する前に、ご契約している損害保険会社または損害保険代理店へご確認ください。</p> <p>損害保険会社や損害保険代理店へ連絡する前に問題のあるリフォーム業者と契約してしまうと、実際には大半が保険金支払いの対象とならず自己負担となってしまうったり、高額な解約手数料を要求されるなどのトラブルに巻き込まれてしまう危険があります。</p> <p>悪質リフォーム業者トラブルに関しては、消費生活センターへご相談ください。</p>				
詳細内容等	<p>●松伏町消費生活センター 048-984-7208（直通）</p> <p>お電話でも受付します。予約制ではないので、お持ちいただくことがあります。 毎週月～木曜日（祝日を除く。）午前10時～正午、午後1時～午後4時</p>				
問い合わせ先	<p>●消費者ホットライン 188（いやや）</p> <p>※原則として、松伏町消費生活センターの閉所日は埼玉県消費生活センター又は国民生活センターの窓口につながります。</p>				

(6月26日追加)

制度等の名称	7-2 電話相談 (埼玉弁護士会)	床上	○	床下	○
支援の種類	相談				
支援の内容	<p>埼玉弁護士会では、令和5年6月2日からの大雨及び台風第2号による被害を受けられた方々を対象に、水害被害から発生した様々な問題について、弁護士による無料の電話相談を行っています。</p> <p>一人で悩まず、まずはご相談下さい。なお、ご相談の内容によっては、お住まいの地域、相談内容に応じて、埼玉弁護士会（浦和、川越、越谷、熊谷）の別の法律相談窓口をご案内させていただく場合もあります。</p>				
対象となる方	埼玉県内で被害を受けた全ての地域の方。				
詳細内容等	<p>受付時間内に、下記の受付電話番号にお電話で予約してください。</p> <p>受付後、担当の弁護士からの折り返しの電話による無料法律相談ができます。状況により受付から相談の折り返し電話まで数日かかることもありますので、予めご了承ください。お急ぎや相談日時が限られる方は、法律相談センターの面談相談等（一部有料相談）のご利用もご検討ください。</p> <p>●埼玉弁護士会 <a href="https://www.saiben.or.jp/">https://www.saiben.or.jp/</a></p> <p>●埼玉弁護士会無料電話相談 特設サイト <a href="https://www.saiben.or.jp/information/001246.html">https://www.saiben.or.jp/information/001246.html</a></p>				
問い合わせ先	<p>埼玉弁護士会無料電話相談 070-5369-5270</p> <p>平日 10時から12時 13時～16時 受付後折り返し</p>				



参考ホームページ

埼玉県

<https://www.pref.saitama.lg.jp/>



埼玉県防災ポータルサイト

<https://www.pref.saitama.lg.jp/theme/anzen/index.html>



内閣府防災情報のページ

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/index.html>

